

(2) 教育と福祉の連携に係る課題検討会結果 ①通学に関する支援

【課題の概要】(課題通し番号5, 9, 11, 16, 19)

- ・ 養護学校の帰りに放課後等デイサービスに通わせたいが、家族は仕事等で送迎できない
- ・ また、送迎をしている事業所が限られており、移送サービスも割高で利用できない
- ・ 移動困難者の通学が保障されておらず、また地下鉄沿線以外の場所への移動が不便
- ・ 障がい児の通学に関して、移動の介助が必要な場合、家族等が介助できない場合の支援の充実の必要性



★同様のケース

- ・ 冬季スクールバスの遅れ
- ・ 弟妹、祖父母の介護で両親が送迎できない
- ・ スクールバスがドア to ドアじゃない
- ・ スクールバスでバギーは固定に耐えられない
- ・ 医療的ケアが必要になると送迎のマッチングが難しい

★キーワード

- ・ 地域のつながりで何とか解決
- ・ 移動支援の拡充 ・ スクールバス
- ・ 費用対効果(給付費のUp⇔保護者の就職、税収入)
- ・ 障害者権利条約、差別解消法

★現在の取り組み・工夫

- ・ 高齢者デイサービス事業所の空き時間に送迎をお願いしている
- ・ 有償移送サービス(場合により事業所の持ち出しで対応)
- ・ ミニ児童会館に行く ・ 養護学校の保護者で分担して送迎

【課題解決に向けた方向性】

- ★通学の保証は教育の一環であることを前提として、福祉としてできることを考える
- ◆新たな事業や既存の社会資源の活用
 - ・ 地域部会ごとに社会資源の活用検討 ・ 町内会などのボランティア活動を活用
 - ・ ジャンボタクシーの乗合をコーディネートする
 - ・ 通学支援が必要な子どもとそれを担える人のマッチングをするシステムの構築
- ◆制度の拡充
 - ・ 移動支援の条件を拡充(車配置型、通学の利用条件緩和)
 - ・ 通院介助などの介護給付費のサービスを通学にも適用できないか
 - ・ ぬくもりサポート事業の活用

子ども部会へ長期的検討を依頼、特に次年度早々福祉計画策定会議でご提言いただきたい。

(2) 教育と福祉の連携に係る課題検討会結果 ②学内での支援

【課題の概要】(課題通し番号11)

- ・学校内の移動などを支援してくれるボランティアを探している。学校でも探してくれたが見つからない

まちプロ
として
せり
整理

★同様のケース

- ・校内移動可能なら養護学校でなくても
- ・ぶつかりながら車椅子の操作が学べたら
- ・ひとり(ひとつ)できる対応をすると他の要求がありそう
- ・学生ボランティアが見つからない
- ・肢体不自由の特別支援学級がない
- ・保護者と常に一緒だと依存関係をつくる
- ・普通学級に溶う障がい児の生活面の支援がない

★キーワード

- ・介助者が一人でもいてくれたら
- ・学級のサポーター(の拡充)
- ・医療的ケア
- ・保護者支援
- ・その子達をどうやって支えるか?
(学校には来てほしい気持ちと学校側の限界)
- ・障害者権利条約、差別解消法

★現在の取り組み・工夫

- ・学級のサポーター
- ・学生等のボランティア
- ・中央区地域部会では「小中学校における特別支援教育の現状」というテーマで小中学校の校長先生を講師に招いて講演会を開催

【課題解決に向けた方向性】

◆新たな事業や既存の社会資源の活用

- ・学校内での支援が必要なケースの量的質的調査の実施が可能か?
- ・住民によるボランティアの活用する

- ・本人が教室内で休憩できるスペースの確保と他の児童との関係性に配慮

◆制度の拡充

- ・学校内にヘルパーが入ることができるように

(学校内外の支援が不連続にならないよう、支援のプロが一貫して関わる仕組み)

- ・学級のサポーターに加えて「からだのサポーター」も(学習面と介助面の支援を考える)

子ども部会へ長期的検討を依頼、特に次年度早々福祉計画策定会議で

ご提言いただきたい。

平成26年度の取組 (子ども部会が担当)

教育・福祉・医療の連携に係る課題検討会結果

今年度は検討会「名称」に「医療」を加えて、名称を「教育・福祉・医療の連携に係る課題検討会」と変更したうえで、計4回(11月、12月、1月、3月)開催し、「現状の理解と、連携を通じた課題解決の方向性について検討すること」をテーマとして取り組んだ。

課題1. 連携そのものを促す取組の必要性

- ① 幼稚園・保育園等～小学校の移行時の連携に関する課題
- ② 放課後等デイサービスと小学校との連携に関する課題

課題2. インクルーシブと合理的配慮に関する課題

昨年度：課題のまとめ



今年度：具体的取組みの検討

まちプロ・子ども部会で公開フォーラムを開催

★課題1への対応策

- ・相談室の利用促進をはかる
- ・サポートファイルの活用を促す
- ・関係機関が協力して双方が参加可能な内容の研修を企画する
- ・既に機能している特別支援として集まる機会(会議・研修)を利用する
- ・自然に連携可能なシステムを作る

★課題2への対応策

- 理念**
 - ・権利条約への理解と対応を促す
 - ・差別解消法の理解とICFの理念に関する理解を促す
 - ・合理的配慮および柔軟な対応の範囲を確認する
- 学内支援**
 - ・就学の選択に関する課題の検討(普通学級・特別支援学級・特別支援学校)
 - ・授業中の支援に関する課題の検討(からだのサポーターの必要性など)
- 研修**
 - ・他市町村や諸外国の取組みに学ぶ
 - ・具体的な取組に関する好事例を集める

公開フォーラム：平成27年2月10日(火) 18:00~20:00

本人、保護者、教育・福祉・医療関係者 ※各ネットワークで案内配布 約200名の参加

教育・福祉・医療の各現場から実践報告、サポートファイルの説明

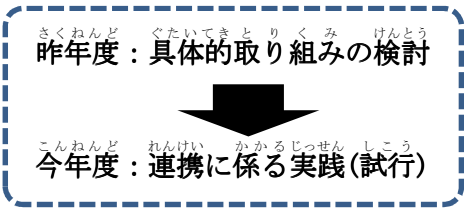
参加者への課題意識調査(アンケート)の実施 → 次年度検討課題の抽出

子ども部会にて抽出課題の継続検討と課題解決に向けた具体的な取組を実施する(公開フォーラムの継続実施)。

平成27年度の取組（子ども部会が担当）

教育・福祉・医療の連携に係る課題検討会結果

9月、12月、2月、3月の計4回開催し、「連携を通じた課題解決の方向性について検討し、具体的な取り組みにつなげる」をテーマとして取り組んだ。



課題1. 連携そのものを促す取組の必要性

課題2. インクルーシブと合理的配慮に関する課題

まちプロ・子ども部会で「連携促進事業」を企画

昨年度実施「公開フォーラム」アンケートの結果から浮き彫りになった課題＝顔の見える関係を築ける連携システムの構築・・・他の分野の具体的な取り組みを知るためのしくみづくり。

放課後等デイサービスの参観日（施行）


○日時：平成28年2月22日（月）～25日（金）

○目的：子どもの発達を支える機関・人のつながりを強めるため、「支える側の出会い」の場を創出し、顔が見える関係づくりのきっかけとする。

○内容：今年度は市内3区で試行。4法人5事業所に受入れをお願いし、教育・福祉・医療機関に見学を案内（実施区／東区、厚別区、みなみく、きょういくふくしいりょう、れんけい、かかるかだいけんとうかい）「教育福祉医療の連携に係る課題検討会」で集約し調整のうえ、地域部会と協力しながら参観をサポート。

※教育・福祉・医療のネットワークに案内を配布し約60名が参加した。参加者および受入れ事業所にアンケートへの協力をお願い。

→ 結果を受け次年度全市での実施を計画する。



課題2 「インクルーシブと合理的配慮」について

・障がい者権利条約と差別解消法の理解促進・・・差別解消法について検討会内で学習会を開催。各分野における現状の把握等、話し合いを今後も継続の予定。

子ども部会へ課題検討会の継続開催、および課題解決に向けた具体的な取組への協力依頼。
 （放課後等デイサービスの参観日継続実施）。